

竹の内地区産廃処分場隣接地の焼却施設に係る措置命令について

(平成30年7月11日 評価委員会報告資料)

平成30年5月1日付けで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条の5第1項の規定に基づき、株式会社グリーンプラネット元代表者等に対して、竹の内産廃処分場隣接地の焼却施設に係る措置を命令した。

記

1 措置命令の対象者

- (1) 株式会社グリーンプラネット 元代表取締役, 元清算人 菅野 清人
 - (2) 株式会社グリーンプラネット 元実質的経営者 三觜 邦介
- ※ 株式会社グリーンプラネットは、平成18年2月に清算終了している。

2 これまでの経過と措置命令の原因となった事実

- 同処分場の隣接地に、平成6年に設置された焼却施設は、既に20年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、昨年度、県が「焼却施設老朽化等調査」を実施した。
- その結果、焼却施設は腐食による穴が多数発生し、加速度的に腐食が進行しており、倒壊の危険性が指摘された。また、焼却炉内に残置されている廃棄物からは、特別管理産業廃棄物の判定基準値を超えるダイオキシン類などが検出された。（*この結果は、本年1月26日に開催した前回の評価委員会で報告済み。）
- これを受けて、県では「焼却炉は倒壊する可能性があり、ダイオキシン類などが飛散・流出し、周辺生活環境の保全上、支障をきたす恐れがある。」と判断し、これを防止するための実施手法等を検討してきたが、上記対象者に対して「廃棄物処理法に基づく措置命令」を発出したもの。
- 措置命令の原因となった事実は、対象者は株式会社グリーンプラネットが平成18年2月に清算終了してから現在まで、本件焼却施設内に残置されているばいじん等について除去せず、何ら管理することなく放置してきた。
- 現在、焼却施設には腐食による開口等が認められ、今後、雨風等によりばいじん等の飛散、流出の可能性があり、このことは、法第12条第1項の産業廃棄物処理基準（＝産業廃棄物の処分や保管にあたっては、これが飛散・流出・浸透しないような措置を講ずること。）に適合していない。
- また、焼却施設の腐食が進行し、倒壊した場合には、さらに広範囲へのばいじん等の飛散、流出の可能性があり、周辺住民等の生活環境への支障が生じるおそれがある。

3 措置命令の内容

- 宮城県柴田郡村田町大字沼辺字竹の内290番地1外に設置していた産業廃棄物焼却施設に残置されているばいじん等の飛散、流出を防止する措置及びばいじん等に起因する汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止する措置を講ずることを命ずる。

4 措置命令の履行期限等

- (1) 着手期限 平成30年6月30日（土）
- (2) 履行期限 平成31年4月30日（火）

5 今後の対応

- 措置命令の対象者が、上記4の(1)の期限までに着手の意思表示をしなかったため、行政代執行による措置に向けて、現在、準備を進めている。

〈焼却施設の全景〉

